平成２３年（フ）第３１１号
盛岡市上飯岡18地割50番地
債務者　堀間　孝義
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２３年（フ）第１４０号
福島県郡山市長者２丁目14番６号　コーポ長者303号
債務者　伊藤　良浩
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第１４１号
福島県郡山市長者２丁目14番６号　コーポ長者303号
債務者　伊藤亜紀子（旧姓宗像）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
福島地方裁判所郡山支部破産係

平成２３年（フ）第２５号
奈良県吉野郡十津川村大字小山手211番地
債務者　大谷　　勉
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第２６号
奈良県吉野郡十津川村大字小山手211番地
債務者　大谷　英子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月29日まで
奈良地方裁判所五條支部

平成２３年（フ）第６９９号
神戸市須磨区関守町２丁目２番47号
債務者　宮内富美子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７４３号
兵庫県三木市芝町３番10号、住民票上の住所兵庫県三木市本町２丁目10番36号
債務者　横山　祐貴
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３３号
神戸市北区有野台６丁目21番Ｂ34棟502号
債務者　鈴木　基一
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８３８号
神戸市垂水区旭が丘２丁目10番９号　山崎文化２Ｆ北、従前の住所神戸市垂水区神陵台９丁目３番11号
債務者　松尾　　進
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第５７号
兵庫県丹波市柏原町挙田138番地１　新柏原ビレッジ１―401号
債務者　井上　洋一
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
兵庫県丹波市氷上町下新庄28番地２　第９タカ荘202号
債務者　山田　千恵
1　決定年月日時　平成23年７月28日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年９月30日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第９０号
鹿児島県志布志市有明町蓬原2911番地３、前住所神奈川県相模原市下九沢2420番地３　ワイマールサワヤ205
債務者　牧　ひとみ（旧姓内藤）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１１号
鹿児島県鹿屋市大姶良町113番地１　大姶良市営住宅１号
債務者　林　　昌美（旧姓寺田）
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月３日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第７０号
青森県八戸市大字常番町３番地楢舘アパート３号、前住所青森県八戸市大字常番町18番地
債務者　川守田一效
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９５号
青森県八戸市根城７丁目11番11号　石鉢住宅22号
債務者　佐藤久美子
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第９８号
青森県三戸郡三戸町大字二日町53番地
債務者　日影　光孝
1　決定年月日時　平成23年７月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
青森地方裁判所八戸支部破産係

平成２３年（フ）第１６１号
神奈川県逗子市新宿３丁目４番27号
債務者　福田　洋子
1　決定年月日時　平成23年７月26日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月４日まで
横浜地方裁判所横須賀支部